

## 山口市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務 提案書等作成要領

「提案書」の作成に当たっては、「山口市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務仕様書（以下「仕様書」という。）」の内容を踏まえた上で、本要領に従い作成し、提案者としてのアピールポイントを明記すること。また、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確な資料とすること。

### 1 提案書

#### (1) 基本事項

- ・ 本業務の目的を踏まえた基本的な方針やコンセプトについて記述すること。
- ・ 本業務の実施体制を図示すること。また、本業務を遂行する管理責任者及び担当者名を地方公共団体での業務実績状況とあわせて記述すること。
- ・ 契約締結から運用開始まで具体的な作業工程、作業分担や作業工数等を記述した「業務行程表」を図示すること。また、本市側で必要となる作業内容等について具体的に記述すること。

#### (2) システム内容（広告付き窓口番号案内表示システム）

- ・ システムの基本機能、シーン毎の運用イメージについて記述すること。特に複数の手続きで窓口を渡る場合の運用は、詳細に記述すること。
- ・ システムの操作性について、記述すること。

#### (3) 機器保守、運用サポート

- ・ システムの保守の内容、障害発生時の対応体制について具体的に記述すること。
- ・ 職員向けの研修計画やヘルプデスクなど、円滑な運用につながる職員のサポート体制について具体的に記述すること。

#### (4) 広告の実施

- ・ 広告放映に関して、広告主の募集や広告内容の審査についての実施体制を具体的に記述すること。

#### (5) その他の有益な提案

- ・ 市民サービスの向上、職員の業務効率化等の本市にとって有益な提案があれば記述すること。また、当該提案については本業務の積算内訳書の範囲内での実施の可否を明示すること。